



# 羽の情報便

医療費控除のために1年間の支払い金額などを確認してみてください。

本人および生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、下記の算式で計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

$$\boxed{\text{その年に支払った医療費}} - \boxed{\text{保険金などで補填される金額}} - \boxed{\text{10万円又は所得金額の5\% (どちらか少ない額)}} = \boxed{\text{医療費控除額 (最高200万)円}}$$

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除に含まれるもの	控除に含まれないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医師・歯科医師による診療・治療対価</li> <li>■ 治療の為のあんま・マッサージ・指圧、はり、灸師などによる施術の対価</li> <li>■ 助産師による分べんの介助の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通院費、入院の対価として支払う部屋代や食事代、医師等の送迎費、医療器具の購入や賃借のための費用、義手・義足・松葉つえ・補聴器・義歯などの購入費、身体障害者福祉法などの規定により納付する費用のうち、医師などの診療費用にあたりもの、6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書があるもの</li> <li>● 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用</li> <li>▲ 健康診断の費用</li> <li>▲ 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金</li> <li>▲ 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のための眼鏡や補聴器の購入費用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記以外の者で療養上の世話を受ける為に依頼したものから受ける療養上の世話の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 親族に支払う療養上の世話の対価</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 疾病の予防または健康増進のために供されるものの購入費用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 病院、診療所または助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価</li> </ul>	-	-

そろそろ医療費控除のことを・・・

控除を受けるためには、医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。その際、医師などが発行した領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告時に提示する必要があります。提出された医療費の領収書などの税務署での保存期間は1年です。後日、領収書が必要になる場合は、申告書に添付せずに提示してください。



## 当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト  
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッブログ更新中！  
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！  
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。  
 ■まぐまぐ！ (<http://www.mag2.com/>) ■melma！ (<http://melma.com/>)

## 11月の税務カレンダー

市町村の条例で定める日  
個人事業税の納付（第2期分）

11月10日（月）  
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



12月1日（月）

9月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

21年3月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



## 毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。  
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

**成功事例5**：カラオケ店（年間100万円以上の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	9,596,427円／年	年間の電気料	8,573,113円／年

**年間の電気料金削減金額** 1年間で **1,023,314円** 10年間で **10,233,140円**

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。  
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



サブプライム問題っていったい何？

「サブプライムローン」とは、アメリカの金融機関が所得の低い人など、いわゆる信用力のない個人を対象に貸し出した住宅ローンのことで、優遇金利を「プライム」というのに対して、その補助的なローンということで「サブ」が付けられています。

アメリカで住宅ブームが本格化した2004年ころから普及していき、通常の住宅ローンと比べて審査基準が緩く、最初の数年は金利が低く抑えられていますが、数年後から大幅に高くなる仕組みでした。しかし利用者は、購入した住宅の値上がりした時点で、価格上昇分を担保に金利の低い「プライムローン」に借り換えを行うという目論見でした。

一方、サブプライムローンを扱うローン会社は、回収リスクの一部を回避・転換する目的でその債権を小口化し「住宅ローン担保証券」として売り出していました。そしてヘッジファンドなどから銀行や証券会社などから資金を借り入れ「住宅ローン担保証券」への投資が大きく膨らんでいきました。しかし、2006年頃には、アメリカの住宅ブーム（バブル）も終焉を迎え、住宅価格が下落に転じたため、利用者は、有利なプライムローンへの借り換えができず、ローン返済に行き詰っていきました。同時にローンの焦げ付きを起す破綻する住宅ローン会社が急増し、住宅ローン担保証券の価格も大きく下落していきました。これらに投資していたヘッジファンドも、資金提供した世界中の金融機関も連鎖的に損失を被ることになってしまいました。

ここまで来るともう歯止めがきかなくなり、銀行は損失を少しでも減らそうと資金回収に動きます。当面の資金を得ようと持ち株などを次々と売り、株式売却の流れが止まらなくなっていきました。このように世界中の株価暴落の原因のひとつにサブプライムローン問題が大きく関与しています。

# お客様からのQ & A

会社の定年の延長や高齢者の再雇用制度をつくと助成金がもらえると聞きました。本当ですか？

申請の制約などがありますが、一般的に次の3つの助成金や奨励金があります。就業規則で六十五歳以上への定年引上げ、希望者全員を対象とする七十歳以上までの継続雇用制度の導入により「中小企業定年引上げ等奨励金」の支給、七十歳以上まで働くことのできる新しい職域を行うモデル的な取り組みを実施した場合の費用の半分相当額が支給される「七十歳定年引上げ等モデル企業助成金」、高齢者雇用確保措置の導入やその他必要な雇用環境の整備に関する相談・指導に対する経費が奨励金として支給される「中小企業高齢雇用確保実現奨励金」などがあります。大前提として、中小企業にとって人は宝であり、高齢者のもつ経験、技術、ノウハウをうまく活用していくことが会社繁栄にも大きく寄与します。ぜひご検討されてはいかがでしょうか。



## 税金まめ知識（第16回）役員給与

平成18年度の税制改正で、役員報酬や賞与について、大きく改正されましたがご存知でしょうか？従来の「役員報酬・退職給与は、原則損金算入、役員賞与は損金不算入」という規定から、今回の改正で、報酬も賞与もひとくくりにした**役員給与**のうちで損金算入となるものを明示するという規定に変わりました。

従来の法人税法では、「役員報酬」は原則として損金算入、「役員賞与」は損金不算入、「役員退職給与」は原則として損金算入というように取り扱われていました。

今回の改正では、法人が役員に対して支給する役員報酬、役員賞与などを役員給与とし、以下の1～3までの該当する給与が損金に算入されることになりました。

### 1. 定期同額給与

- ・支給時期が1ヶ月以下の一定期間であること
- ・その支給時期における支給額が事業年度を通じて原則同額であること



### 2. 事前確定届出給与

- ・支給時期、支給金額があらかじめ定められており、その内容に関する届出書を所轄税務署長に提出していること

### 3. 利益連動給与

- ・同属会社には認められません
- ・業務執行役員のみならず、すべての役員に支給すること
- ・算定方法が有価証券報告書に記載される利益に関する指標を規準とした客観的なものであること
- ・支給限度額が定められていること
- ・すべての業務執行役員について算定方法が同一であること

尚、役員退職給与は、不相当に高額な部分を除き、損金に算入されます。また、使用人兼務役員に支給される給与のうち、使用人分給与については、不相当に高額な部分を除いて損金に算入されます。ただし、使用人としての職務に対する賞与で、他の使用人への賞与と支給時期が異なる時期に支給したものは損金に算入されません。



# 今月のコラム

だいぶ秋も深まって、紅葉の季節になってきました。最近はずっとかなり温暖化のせい、紅葉の季節も遅くなったような気もしますが、これから暇を見つけて、ふらっとドライブでも行きたい季節です。

さて、またまた中国冷凍食品で「メタミドホス」の話題が結構テレビなどでもニュースになっていきます。メタミドホスといえば、今年に世間を震え上がらせた某中国餃子への混入で急に有名になってしまった農薬の名前です。こんなことでもなければ、ほとんどの人が知らない名前ですね。私も知りませんでした…。このメタミドホスが中国で混入したか、日本で混入したかというのが多方面で議論になっていますが、それをつきとめるために、「薬品指紋」と言われるものがあるのをご存知でしょうか？

薬品を製造した工場によって成分が変わることがあり、その微妙な組み合わせによって、ある程度どこの国のどこの工場で作られた薬品かということがわかることがあるのだそうです。まあ、これがわかったとしても、実際に、どこの国で誰が混入させたのかをつきとめるのは難しいようですが。



## 会計経理事務コストを大幅カット！

— 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします —

### ◆ 記帳代行サービス料金

個人： 入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～  
(青色申告のみ)

法人： 入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

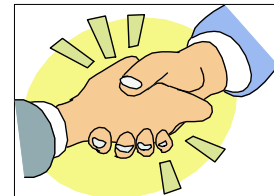
### ◆ 伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～

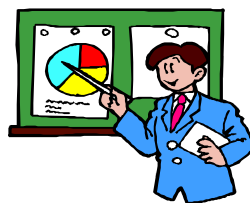
※ 領収書、レシートの仕訳・貼り付け

※ 試算表作成(ご希望の方)

※ 決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務  
経理事務派遣業務  
生命保険の募集に関する業務  
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6  
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766  
info@plus-management.jp  
http://www.plus-management.jp



いよいよ今年も  
追い込みの季節です

